

「ユネスコ加盟 70 年の歴史をたどる」

本コラムは 2021 年の日本のユネスコ加盟 70 年を記念して、当時の文部科学省大臣官房文部科学戦略官である町田氏が個人的な見解を記したものです。内容は 2021 年執筆当時のものであり、また、文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会をはじめ、日本政府の公式な立場を示すものではありません。

第 16 回：ユネスコの文化事業（2）

（文責／町田 大輔）

前回、ユネスコ初期の文化事業の記述の後半で、文化遺産の破壊、略奪、不法輸出入といった他国が関係する意図的な不法行為に関するユネスコの条約締結の取組について紹介しました。今回は、そのような不法行為によらない危機から文化遺産を守るためのユネスコの取組について紹介します。

1902 年に完成したアスワン・ダムはナイル川の洪水を防ぐには不十分で、50 年後に新しいダムの建設計画が提案されました。革命を経てエジプト共和国の実権を握ったナセル（1956 年から死去する 1970 年まで大統領）に、冷戦下のアメリカ・イギリスとソ連の双方からアスワン・ハイ・ダム建設のための資金援助の提案があり、ナセル大統領はソ連の方を選びました。このダムの建設は上流側（古代からヌビアと呼ばれている地域）に巨大な人造湖（後のナセル湖）を伴うもので、ダム周辺の広大な土地が水没することになります。水没地域の住民は当然移住することになりましたが、そこに位置していたアブ・シンベル神殿などの古代エジプトの遺跡群はそのまま水没させてしまう計画でした。

これに対して考古学者たちが声を上げ始め、とうとう 1959 年にエジプト政府がユネスコに財政的支援と技術的支援を求めました（スーダンも後からこれに加わりました）。ユネスコはその前からエジプトの関係機関と連絡は取っていたようですが、この要請を受けて直ちに調査に取り掛かるとともに、1960 年には各国にヌビア遺跡救済活動への協力を呼びかけました。エジプト政府は、発掘・移築作業を実施した国には見つかった文化財の半分を提供すると約束しました。

1960 年にアスワン・ハイ・ダムの建設が始まり、1970 年に完成しました。その間にア

ブ・シンベル神殿は丘に移築されました。ユネスコでは国際実行委員会を設置して計画を進めましたが、事業・予算では11C/5（1961-1962年）から15C（1969-1970年）まで記述が見られます。キャンペーンはダム completion後も1980年まで続き、古い方のアスワン・ダムの建設により元々半分水没していたフィラエ神殿がこれを機に古い方の人造湖の別の島に移築されました。

我が国は、協力の呼びかけを受けて、名誉委員会（Committee of Patrons）に三笠宮殿下、国際実行委員会（International Action Committee）に細川護立東洋文庫理事長を任命したほか、日本ユネスコ国内委員会が1961年（昭和36年）に「ヌビア遺跡保護運動の促進に関する建議」を採択し、政府による支援措置および民間協力運動の推進を訴えています。これに応じて、日本ユネスコ協会連盟も募金運動を展開したほか、「エジプト美術5千年展」「ツタンカーメン展」を主催した朝日新聞社が収益をユネスコに寄付するなど、民間から多くの寄付金が集まりました。

ヌビア遺跡の危機の後も1966年にイタリアで大洪水が発生し、街全体が文化財とも言えるフィレンツェやヴェネツィアが大きな被害を受けるということがあり、ここでもユネスコは文化遺産救済国際キャンペーンを実施しました。このような経験を経て、人類にとって重要な文化遺産を守るための国際的な取り決めを作ろうという機運が生じました。1969年に召集された専門家会合は、遺跡や街を守るための条約と勧告を作成することを提言しました。前回御紹介した文化財不法輸出入等禁止条約（1970年条約）の採択に向けて最後の準備をしていた時期に、別の条約を起案したことになります。1971年には素案が加盟国に送られ、1972年3月にはだいたいの案がまとまり再び加盟国に送られました。しかし4月の加盟国政府の専門家による委員会での大きな修正が施されました。元々convention concerning the protection of monuments, groups of buildings and sites of universal valueといった条約になる予定だったのですが、自然遺産の保護も盛り込まれ、11月のユネスコ第17回総会で採択された時には、「Convention concerning the Protection of the World's Cultural and Natural Heritage」という名称になり、併せて「Recommendation concerning the Protection, at National Level, of the Cultural and Natural Heritage」という勧告が採択されました。1972年に開催された国連人間環境会議（ストックホルム会議）で別々に起案されていた文化遺産保護の条約と自然遺産保護の条約を一本化するよう求めたという説もありますが、ストックホルム会議は6月なので、ユネスコにおいて一本化した案を作成した後のことです。ただ、ストックホルム会議の準備をする過程で二つの条約案の一本化が求められていたことは間違いありません。

ユネスコ世界遺産条約の内容は、締約国が自国内遺産を保護する義務、世界遺産委員会による世界遺産リストの作成（締約国が推薦する遺産の審査に基づく）、締約国の分担金等を財源とする世界遺産基金の設立およびそれを用いた世界遺産リストに記載された遺産の保護のための援助、などです。同条約は1972年に採択されたことから1972年条約とも呼ばれますが、日本が批准したのはそれから20年後の1992年になってからで、125番目の締約国となりました。今でこそ世界遺産は国民の間でたいへんな人気ですが、採択当時はあまり関心を持たれなかったようです。早くから加盟していた国はたくさん遺産を登録できましたが、後になればなるほど競争が激しくなり、また過去に登録された遺産との違いを際立たせる必要が出てくるので、登録のハードルは高くなります。

2021年7月現在で世界遺産として登録されているのは1154（文化遺産897、自然遺産218、複合遺産39）で、日本には25（文化遺産20、自然遺産5；うち国立西洋美術館は7か国に散らばるル・コルビュジエの作品群の一部）あります。登録を決定するのはユネスコ世界遺産委員会ですが、審査の材料（技術的な評価）を提供するのは、文化遺産では国際記念物遺跡会議（International Council on Monuments and Sites；ICOMOS）、自然遺産では国際自然保護連合（International Union for the Conservation of Nature and Natural Resources；IUCN）です。これらの諮問機関は、登録後も遺産の保全状況をチェックし、「危機にさらされている世界遺産（危機遺産）」への登録あるいは世界遺産リストからの抹消についてもユネスコに助言します。危機遺産リストに登録されるとユネスコからの支援が得られるというメリットもありますが、このリストに登録されることを不名誉なことと考える何とか登録を免れようと運動する場合があります。私が代表部に勤務していた頃は、豪州のカカドゥ国立公園（文化・自然の複合遺産）が危機遺産に登録されそうになっていたのを一緒になって反対してもらおうと、豪州代表部の職員が我が方にも働きかけてきたことを覚えています。問題になっていたのは公園内（ただし世界遺産として登録された地域の外）にあるウラン鉱床の採掘により環境が破壊されるという点で、実は日本もここからウランを輸入していることが国内でも問題になっていたようです。ちょうどその年の世界遺産委員会は京都で開催され、松浦駐仏大使（後のユネスコ事務局長）が議長を務めることになっていました。京都の会合では、危機は明白であるとする一方で、豪州政府からの危機回避のための方策について詳細な報告を求める、当面危機遺産リストへの登録は保留するが、次回ビューロー会合（1997年7月）まで鉱山でのさらなる開発工事は中止してもらおうという形で決着がなされました（豪州代表団は納得せず）。その後の成り行きはフォローしていませんが、カカドゥ国立公園の危機遺産リストへの記載は見送られました。

世界遺産については様々な資料があるので、ここではあまり詳細には立ち入らないことにしますが、条約加盟が遅れた日本が世界遺産の概念的な枠組みの変更に貢献した点を一つ述べたいと思います。それは真正性（authenticity）をどう捉えるかということに関することです。日本の歴史的な建造物の多くが木造であり、解体修理が施されたり、最悪の場合は火災で燃えてしまったものを建て替えたりします。日本が加盟した当時の文化遺産の保存に関する考え方を示した 1964 年ヴェネツィア憲章（世界遺産条約よりも古い！）は石造りの西洋建築を前提にしており、オリジナルに手を加えることを極力排除するよう求めていました。

真正性の概念について見直しが必要ではないかとの提案は、世界遺産委員会の 1992 年の会合で既に出ていたようで、ICOMOS の提案もあり、専門家による国際的な検討を行うこととされました。日本はこの検討を主導すべく、条約に加盟して 2 年後の 1994 年 11 月に、奈良市で、真正性に関する専門家会合（Nara Conference on Authenticity と呼ばれています）を開催しました。会議での合意は宣言（Nara Document on Authenticity と呼ばれる）としてまとめられ、その後の世界遺産登録の際に反映されることになりました。1964 年のヴェネツィア憲章を否定するのではなく、それを基盤としつつ、文化遺産が属する文化や信念体系、表現の仕方を尊重すべきという形で遺産の概念を拡張することになったのです。

今回は無形文化遺産を取り上げたいと思います。



町田 大輔

1986 年（昭和 61 年）、文部省（現文部科学省）に入省。文部科学省・文化庁内の各部局のほか、他省庁、地方、独立行政法人、大学、研究所で様々な業務に携わったが、科学と国際分野の経験が比較的長い。1996～2002 年、旧文部省国際学術課課長補佐、在仏日本大使館（ユネスコ代表部）一等書記官、文化庁国際文化交流室長、文部科学戦略官としてユネスコに関わった。2023 年 3 月より、独立行政法人 国立文化財機構 アジア太平洋無形文化遺産研究センター（IRCI）所長。

ユネスコ未来共創プラットフォームポータルサイトより
全 20 回の寄稿文をお読みになれます →

